

令和4年7月20日

市議会議員選挙の実施時期に 関する調査特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会

2 日時 令和4年7月20日(水)

午前10時開会

午前10時45分散会

3 場所 議場

4 出席委員

濱崎國治委員長、濱之上大成副委員長、竹之内和満委員、
川上洋一委員、白石純一委員、濱田洋一委員、
竹原信一委員、仮屋園一徳委員、中面幸人委員、
牟田学委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、
山田勝委員

5 欠席委員

濱門明典委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主査 東岳也

7 説明員

選挙管理委員会事務局 事務局長 新塘浩二君
管理係長 寺園勝夫君

8 会議に付した事件

- (1) 陳情第10号 阿久根市議会議員選挙を阿久根市長選挙と同日に実施することを求める陳情
- (2) 陳情第11号 市議会議員選挙と市長選挙を同時選挙とするために行う市議会の自主解散を求める陳情

9 議事の経過概要 別紙のとおり

市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会

令和4年7月20日（水）

開会 午前10時

調査の経過概要

○ **陳情第10号 阿久根市議会議員選挙を阿久根市長選挙と同日に実施することを求める陳情**

陳情第11号 市議会議員選挙と市長選挙を同時選挙とするために行う市議会の自主解散を求める陳情

濱崎國治委員長

ただいまから、市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会を開会します。

この際、陳情第10号及び陳情第11号を一括して議題とします。

本日は、所管の選挙管理委員会事務局に出席を求め、質疑を行います。

選挙管理委員会事務局は入室をお願いします。

[選挙管理委員会入室]

濱崎國治委員長

今日は、選挙管理委員会事務局長と係長が出席をしております。

それでは、これから質疑を行いたいと思います。どなたからでも質疑をお願いします。

仮屋園一徳委員

今、議会に市長選挙と議員選挙の同日選挙はできないかというのと、それから、議会が解散して同日選挙にして欲しいという陳情が出されてるんですが、過去の市長選挙、議員選挙の期日を、10年、15年前まで遡っていいですけど、その資料というのはすぐに出せるものですかね。何でもかといいますが、今までもこういったチャンスは、機会があったと思うのですが、その辺の確認をしたいので、それを準備して欲しいと思うんですが。

新塘選挙管理委員会事務局長

過去の選挙の期日の資料が出せるかという問いでよろしいでしょうか。

[仮屋園一徳委員「はい」と呼ぶ]

すぐに準備はできます。

仮屋園一徳委員

いつからというのは、今の広域医療センターが国から民営化されたときのその時期ぐらいいから後でいいですけど。

後でいいですよ。答弁していただければ。

新塘選挙管理委員会事務局長

平成21年から後は、数字が全部今あります。そこからよろしいでしょうか。

濱崎國治委員長

仮屋園委員、21年からでいいですか。それとも、広域医療センター関係の話でしたけれども。

仮屋園一徳委員

21年からでいいです。それでもう、前のも分かると思いますので。

濱崎國治委員長

今、答弁できるそうですから。

新塘選挙管理委員会事務局長

市長選挙につきましては、平成21年5月31日、それから平成23年1月16日、それから平成26年12月21日、最後です、平成30年12月23日です。

市議会議員選挙は、補欠選挙が平成23年1月16日、それから市の議会の解散投票が、平成23年2月20日、それから平成23年4月24日、これが市議会議員選挙の解職になります。それから平成27年4月26日、最後です、平成31年4月21日になります。

濱崎國治委員長

仮屋園委員、それでよろしいですか。

〔仮屋園一徳委員「はい」と呼ぶ〕

竹之内和満委員

基本的なところなんですけど、自主解散をしてから、何日以内に投票、選挙しなければいけないんでしょうか。

新塘選挙管理委員会事務局長

自主解散があった後に、選挙につきましては、解散の日から40日以内に選挙を執行しなければならないと公職選挙法で規定されております。

竹之内和満委員

40日以内に投票をしなければいけないということですね。告示ではなくて投票ですね。はい、分かりました。

中面幸人委員

ずばりお聞きいたしますが、今回、陳情によって自主解散して、市長選挙と市議選を同日に行えないかということですが、可能ですか。

新塘選挙管理委員会事務局長

市議会議員選挙と市長選挙は同時に実施することは可能かという問いだと思いますが、結果から言いますと可能です。

方法が三つありまして、まず一つ目は、90日特例というのがあります。これは、公職選挙法第34条の2に規定されており、市議会議員と市長の任期満了日がともに90日以内であれば、同時選挙ができるというのがあります。阿久根市の場合は、90日を超えているものですから、これは該当しないということになります。

あと二つありますが、二つ目は、市議会の自主解散です。ただし、幾つか条件が必要になります。その条件というのが、解散の時期が非常に重要になるということです。市議会が解散した場合は、解散の日から40日以内に市議会議員選挙を執行しなければならないと公職選挙法で規定されていますので、市議会議員選挙を同日にするということであれば、市長選から遡って40日以内に解散をするということが必要になります。

最後三つ目です。三つ目につきましては、住民投票による市議会の解散であります。地方自治法76条の第1項に規定されておりまして、有権者の3分の1以上の署名による解散請求があった場合、それに伴って、住民投票で過半数が賛成した場合、議会は解散となります。その解散があった日から、先ほどと一緒にですが、40日以内に選挙しなければならないとありますので、こちらもその解散投票の時期が非常に重要になるということになります。

中面幸人委員

今の説明からすれば、議員によって自主解散に持ち込んだ同日選挙というのは、もう2番目にあたるということでよろしいですね。2番目で今回、可能だということでもよろしいですね。

新塘選挙管理委員会事務局長

三つの方法がありますが、一つ目はもう該当しませんので、二つ目と三つ目は可能ということになります。

白石純一委員

市長の任期を教えてください。

新塘選挙管理委員会事務局長

市長の任期満了日は、令和5年1月15日であります。

白石純一委員

1月15日ということですが、それまでに、15日までに当選者が決定されないといけないということでもよろしいですよ。

新塘選挙管理委員会事務局長

市長の任期満了日は1月15日ということですので、任期満了日前の30日以内に市長選挙を執行しなければならないと公職選挙法で規定されております。

白石純一委員

1月15日は何曜日ですかね、日曜日。選挙の場合、投票を行ってもその日に当選が決まるという、必ずしもそうでないと思うんですが、その辺りの投票日。開票をして、深夜にわたる場合は、時間的には翌日に渡る場合もありますけれども、その辺りの当選が確定する、決まるというその定義を教えてください。

新塘選挙管理委員会事務局長

当選の確定というのは、選挙を執行しまして、開票の結果、最終的に決定をするというふうに認識をしております。

白石純一委員

有効得票数とか、そういうことはどうなんですか。有効投票じゃなくて、実際に獲得した票が足りない場合とかもあると思うんですが。

濱崎國治委員長

今のは、選挙が成立しないという意味ですか。

〔白石純一委員「そうですね」と呼ぶ〕

暫時休憩します。

(休憩 午前10時14分～午前10時20分)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

新塘選挙管理委員会事務局長

法定得票数という文字が出てきましたけど、何票、有権者数の何分の何以上が当選なんだというところにつきましては、資料持ち合わせていないものですから、改めて後で資料を提出させていただきたいと思っております。

濱崎國治委員長

委員会として資料請求、今の資料請求を行うことによろしいですか。

〔「お願いします」「いない」と呼ぶ者あり〕

お願いしますという意見もありますので、そういうことで事務局長お願いします。

木下孝行委員

市長選挙のほうがもう12月に予定されているわけですけど、日時が大体もう予定されているのか。そこを教えてください。

新塘選挙管理委員会事務局長

市長選挙の選挙期日につきましては、選挙管理委員会事務局では令和4年12月18日を想定をしているところです。これにつきましては、年末年始が絡むことから、市民の負担を考慮して、現在は12月18日という形で想定をしているところであります。

木下孝行委員

市長選挙のほうが一応、予定として12月18日を予定しているということで、仮にこの陳情を採択したときに、議会が12月の冒頭に解散をしたときに、その12月18日の市長選挙と同日にできるのかできないのか。選挙管理委員会としては、日程的にはどうなのかというのを教えてもらえますか。

新塘選挙管理委員会事務局長

12月18日に市長選を想定しているところですが、市議会議員選挙が解散をした場合、同日選挙可能かというお問いだと思います。これにつきましては、40日以内に選挙を行うということが必要であることから、数を数えてみますと、11月の8日以降に解散という形になると12月18日の同時選挙は可能ということになります。

木下孝行委員

市長選挙がある年は、私の記憶の中では12月の最初の頃に本会議の最終日が予定されていたと思うんですけど、仮にその本会議終了後に解散というような日程を組んで12月の冒頭に解散となったときには、18日に合わせられるということで認識しておけばいいですね。

新塘選挙管理委員会事務局長

はい。木下委員のおっしゃるとおり、12月の頭に解散した場合は、12月18日に同時選挙というのは可能です。

白石純一委員

今回の陳情の趣旨が市民の負担の軽減ということが大きいようですけれども、法的に県議選と市議選を一緒にやるということは可能なのでしょうか。

新塘選挙管理委員会事務局長

県議会議員選挙と市議会議員選挙は近いということから一緒にできないかという問いだと思いますが、県議会議員選挙の執行は令和5年4月9日を想定しているところです。市議会議員選挙につきましては、2週間後の4月23日を想定しております。これにつきましては、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律というのがありますので、県議会議員選挙と市議会議員選挙はそれぞれ日程が決められていることから、同時選挙とすることはできないと考えているところです。

白石純一委員

今のお答えは、それぞれ選挙日を設けなきゃいけないというお答えだったんですが、

それが一緒ではいけないということに理解しなければいけないんですか。

新塘選挙管理委員会事務局長

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律というのがあるんですが、これが毎回、その直前の冬に国から法律が公布されます。今回も、来年の令和5年ですので、今年の秋から冬にかけて、国がこれを公布する予定だと思います。4年前もそうでした。その8年前もそうです。そういうことから、それぞれ県の県議会議員選挙と市議会議員選挙は、日程が必ず決められてくるということになります。それを想定しまして、同時選挙できないと考えているところです。

牟田学委員

陳情とは別に署名活動も行われていると聞いています、市民のですね。それが、市長選と市議選を同日にやれば経費が1,000万円浮くとか2,000万円浮くとかという話も一緒についていって署名活動が行われているということですがけれども、実際に、同一選でした場合と単独でした場合の経費はどのくらい違うんですか。

新塘選挙管理委員会事務局長

同時選挙にした場合、費用が抑えられるのではないかとということの質問ですが、実績ベースで言いますと、市議会議員選挙、平成31年は約1,900万円ほど経費がかかっております。それから市長選挙は、その前の年の平成30年12月ですが、これが約900万円ほどかかっております。これを同時にした場合、幾らぐらい浮くのかということですが、選管事務局で試算をしましたところ、600~650万円程度は抑えることができるというふうに試算しています。内容につきましては、人件費が主になるのですが、実績ベースで言いますと350万円は確実に浮くということです。それから、需用費、あるいは役務費、こういったものを想定しますと、先ほど申しあげましたように600~650万円は確実に浮くというふうに考えているところです。

竹原信一委員

先ほどの県議会議員選挙の話に戻りますけども、先ほどの説明では、国、向こうからその期日を決めてくれて、市議会議員選挙は市で決めるわけじゃないですか。県議会議員選挙に合わせる形で議員選挙をすればどうです、できるんじゃないのということなんですけど、それが不可能であるという理由を教えてください。

新塘選挙管理委員会事務局長

先ほどと同様の回答になってしまうんですが、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律というのが公布されるんですが、これが平成30年12月14日に出されております。その中を見ますと、統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員または長による選挙につきましては、規定には告示がなされていないもの及び、ちょっと説明が長くなるんですけど、こういうのを読み砕いていきますと、県の議会議員選挙がこの日、それから市町村の議員の選挙はこの日というふうに定められてきます。なので、まだこれは公布されてないんですが、今年の秋から冬にかけてこれが発令されると思いますので、そうしますと来年の県議会議員選挙と市議会議員選挙は、同一にはできないというふうに認識をしているところです。

白石純一委員

今の件ですけど、すいません。国からそういうふうに日程が指定される。ただし、特例として、では、県議選の40日前以降に同じように自主解散すれば可能ということにな

るんですか。

濱崎國治委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前10時33分～午前10時36分)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

新塘選挙管理委員会事務局長

特例に関する法律があったときに、市議会議員選挙と県議会議員選挙が同時にできるのではないかという御質問だと思いますが、これを読み砕いてみますと、この法律を、解散をいたしますと同時選挙が可能ではないかなというふうに考えているところです。もうちょっとこれにつきましては調査をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

濱崎國治委員長

ただいまの答弁からしますと、先ほどの資料請求にあわせて、それも含めて資料として提出するようにさせますのでそれでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

山田勝委員

質疑というよりもね。大野さんという方が参考人にいらして、お母さんを選挙に連れていくことが大変だって、大変だから1回にしてくれとこういような話だったんですよ。私はいつも思っているんですが、投票率を上げるためには、あなた方は今回、期日前投票は市内何か所かしたけどね、一番のあれは、鹿児島大学ができて何で鶴翔高校ができなかったのか。鶴翔高校の子供たちというのは何人ぐらいの投票率でしたか。100%でしたか。

新塘選挙管理委員会事務局長

先日行われました7月10日の参議院通常選挙の18歳のうち高校生に相当する方は11名いました。

[山田勝委員「対象者何名ですか」と呼ぶ]

濱崎國治委員長

投票率は分かるの。

新塘選挙管理委員会事務局長

18歳のうち高校生に相当するものにつきましては、有権者は35名です。そのうち11名が投票しました。

山田勝委員

私は、必ずしも、これはあなた方も考えつかなかったことだと思いますよ。鹿児島大学でやったから鶴翔高校ができないという決まりはないよね。これはねやっぱりしないといけないというのが一つですよ。

それからね、なるべく各集落に入って、みんなの協力を得ながら、目いっぱい期日前投票の場所を設けてしなければ、行きたいという人も行けない。そういうがあるので、今後は、あなた方選挙管理委員会は選挙の投票率を上げることがあなた方の仕事でしょ。

だから、できない理由なんてないんですよ。9月の一般質問でやりますから、ちゃんと勉強しとってください。例えば個人の家はできないですよ、個人の家でできないのであったら、近くの市道の広場でやったらいいじゃないですか。できない理由を並べないで、どうしたらできるかということを考えないと。そういう事したら、阿久根の選管はすごいなってすぐ新聞に載りますよ。テレビに出ますよ。せめてそれぐらいはして見せてくれ、あなたたちも。

濱崎國治委員長

御意見でいいですか。

山田勝議員

要望だけど、9月議会で確実に聞きますから。

濱崎國治委員長

そういう要望がありましたということをお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

選挙管理委員会事務局は退室してください。

〔選挙管理委員会退室〕

濱崎國治委員長

続きまして、今後の審査について御意見を伺います。

本件については、これまで、陳情者を参考人としてお呼びし、本日は選管事務局に出席を求め質疑を行いました。また資料については、後日提出するということですが、これ以外にどのような審査を行いたいかわかりますか。

御意見ございませんか。

木下孝行委員

署名活動が始まっているということで聞いております。また、その署名活動は、話によりますと、7月いっぱいか8月の初めか、どっかその辺りに議会に提出されるのだろうと思いますが、ある程度数が確認ができるわけですから、その辺を受けてからまた委員会をしてはどうかと思いますけど。

濱崎國治委員長

ただいま木下委員から、現在署名活動が進行しており、その状況も考慮しながら委員会を進めたらという御意見ですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのほかの審査方法については御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御意見はないようですので、先ほどの資料の提出、それから署名活動の状況等について、結果が出ましたらその時点で、また委員会を招集したいと思いますが、それに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

次の委員会の開催日時については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、以上で本日の市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会を散会いたします。

(散会 午前10時45分)

市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会委員長 濱 崎 國 治